

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第83回）議事録

1 日時 令和7年10月3日（金）14:00～14:53

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、浅川 秀之、荒牧 朋子、石井 夏生利、江崎 浩、
藤井 威生（以上6名）

専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）、飯倉 主税（総務課長）

・電気通信事業部

吉田 恭子（事業部長）、井上 淳（事業政策課長）、

岸 洋祐（事業政策課 調査官）、

内藤 頼孝（料金サービス課 消費者契約適正化推進室長）

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）、

八代 将成（電気通信技術システム課 番号企画室長）、

平松 寛代（基盤整備促進課長）、

（3）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 諮問案件

「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」について

【令和7年10月3日付け諮問第1243号】

(2) 議決案件

① 「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について
【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

② 「電気通信事業政策部会における委員会の設置」の一部改正について

開 会

○岡田部会長　ただいまから情報通信審議会第 83 回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現在委員 6 名が出席し、定足数を満たしております。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

本日の議題は、諮問案件 1 件、議決案件 2 件でございます。

(1) 諮問案件

「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」について

○岡田部会長　初めに、諮問第 1243 号「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、本日付で情報通信審議会議事規則第 11 条第 8 項の規定により当部会に付託されたものです。

それでは、総務省様から御説明をお願いいたします。

○井上事業政策課長　諮問案件の 1 つ目、「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」について、資料 83-1-2 に基づき、御説明いたします。

1 ページ目について、今般諮問させていただくものの概要・趣旨等です。

1 ポツ目、9 月 29 日に NTT 東日本、NTT 西日本が、メタル設備を用いた NTT 東西の加入電話について、利用の減少、老朽化した設備の維持限界ということで、2035 年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えます。そのため、メタル固定電話から、光・モバイル回線を用いたサービスへの移行を段階的に実施する計画を公表したところです。

このような計画を公表した背景としましては、2 ポツ目、メタル固定電話については、ピーク時に比べ契約者数が約 8 割減、通話時間が約 96%減となっています。一方、引き続き 2024 年度末時点で、契約者の方としては約 1,100 万の方がいらっしゃいます。また、事業者の観点としても、NTT 東西のメタル設備を利用している事業者もいらっしゃいます。加えて、メタル設備と線路敷設基盤を共同利用している光ファイバーについても、数多くの電気通信事業者の方がサービスを利用されているところです。

このように、固定電話サービスの移行においては、利用者だけでなく、競争的なサービスを提供する事業者にも影響を与えるほか、その他のサービスを含めた電気通信市場の

公正な競争の環境に影響が及ぶことも想定されています。このような状況を踏まえ、固定電話サービスの円滑な移行を実現するために必要な事項の検討を行うため、諮問させていただくものでございます。

答申を希望する事項は固定電話サービスの円滑な移行の在り方ということで、利用者保護の視点であったり、2 ポツ目、関係事業者への影響の視点等でございます。加えて(2)その他必要と考えられる事項でございます。

答申を希望する時期としては、令和 10 年の春頃を目途としています。

2～5 ページまでは、9 月 29 日に NTT 東西が発表したものをほぼ引用した形で、その発表の内容について簡単に説明するものです。

2 ページがサービス移行の計画の趣旨です。重複する面もありますが、1 点目は 2035 年頃にメタル設備の維持限界を迎えるということ。2 点目は、メタル設備を利用した加入電話について、代替サービスへの移行を図っていくということ。3 点目については、利用者保護の観点で、工事費等の初期費用は無償とするとともに、十分な周知期間を設け、丁寧な案内を行っていくといった旨が全体として公表されました。

3 ページ目が、先ほど申し上げた代替サービスとして NTT 東西が示したものです。光回線電話、ワイヤレス固定電話、それからひかり電話を提供予定ということです。ユーザーの利用環境や要望に応じまして、代替サービスを案内するとされております。

4 ページ目が、サービス移行のステップです。代替サービスへの移行については、まずは利用者から新規・移転等の申込み、問合せ等の利用者との接点を契機とした対応をメインに移行を勧奨される。2 ポツ目、法人顧客につきましては、端末更改タイミング等を捉え、利用状況に応じた移行提案を実施されるということです。

4 ページ目下部の移行スケジュールです。ポンチ絵の移行負担軽減施策という青い矢印の下にありますが、2 段階に分けられています。まずは、一部エリアでの先行的な移行における利用者対応を行います。その対応状況等を踏まえ、エリア単位で段階的なサービス終了計画を順次公表・周知し、移行するという計画となっています。

5 ページ目、消費者被害防止のための取組についても公表されています。消費者被害の防止に向け、全ての利用者に対して様々な手段を用いて、今回の移行に便乗した詐欺被害の注意喚起等を行うこととしています。特に留意すべき事項として、代替サービスであっても現在利用中の電話機がそのまま利用可能であること・移行に当たって利用者からの申込みが必要となりますが、移行に係る初期費用は無償であること・エリアごとの移行時期については、NTT 東西から書面等で通知するといったことを掲げています。専用コールセンターや専用 Web サイトを設けることとしています。

最後、以上の NTT の公表を踏まえ、審議会で御議論をお願いするスケジュールです。1 つ目の答申を希望する事項は、先ほど申し上げたとおりです。今後のスケジュールについては、本日、電気通信事業政策部会に諮問させていただき、後ほど御議論いただいたのちに、その下に設ける固定電話サービス移行円滑化委員会において、調査・検討を行いたい

と考えております。

スケジュールの想定としては、まずはNTTから説明していただいた後、関係者等のヒアリングを行い、直ちに先行移行開始、26年4月から先行移行が始まると承知しておりますので、それまでに取り組むべき事項を集中的に議論していただきます。それを踏まえ、一部エリアでの先行的な移行に繋げるとともに、並行して、引き続き2026年度以降もNTT東西の計画に合わせて議論していただきまして、2028年の春頃、2027年度末頃に答申をいただくという予定を考えております。

○岡田部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

タイムスケジュールを見ると、かなり長期にわたる検討ということになる事案かと思えます。また、ユニバーサルサービス政策委員会でも本件については、並行して検討しているところかと承知しております。

○藤井委員 こちらの移行については、消費者保護というか、利用者の保護というところをしっかりと懸念のないように進めていただければと思っています。特に、移行先があまり無線が安定しないであったり、うまく回線が引き込めないという事例がないように、丁寧に説明いただくとともに、移行したユーザーが何か高い値段になったり、もっと安く移行できるのに高いサービスのほうに誘導されたということにならないような仕組みもしっかり整えていただけると良いかなと思います。この点は議論をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○岡田部会長 重要な御指摘をありがとうございます。移行に当たって、代替サービスに消費者に移行していただく過程でいろいろ誤解のないように、過ちがないように。詐欺等も懸念される場所ですが、いろいろなことを消費者保護の観点では懸念されることがあるかなと承知しております。この件も踏まえて、円滑化委員会でも御検討されるかと思えますが、そういうことを注意喚起していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかに意見、質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

ありがとうございます。特に御異議ないようですので、本件諮問については審議を進めることといたします。ありがとうございました。

(2) 議決案件

① 「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

○岡田部会長 続きます。議決案件に移ります。令和7年6月17日付け諮問第1241号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について審議いたします。

それでは、電気通信番号政策委員会の相田主査から御説明をお願いいたします。

○相田主査 諮問第1241号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」につきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を報告させていただきます。

本件は、本年5月に電気通信番号制度の見直しを含む電気通信事業法の改正が行われたことを踏まえ、改正電気通信事業法の施行に向けた下位法令の整備の方向性等について諮問いただいたものです。本年6月17日の本部会で、電気通信番号政策委員会において調査・検討を進めることとされていたものです。

電気通信番号政策委員会では、電話番号の犯罪利用対策に係る検討に加え、ユニバーサルサービス制度の見直しに係る論点として、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の検討等を並行して行うこととしております。電話番号の犯罪利用対策に関して、関係事業者等へのヒアリングや論点整理を行った結果を、今般、現在画面に表示されておりますけれども、資料83-2-1のとおり一次報告書として取りまとめました。

まず、この一次報告書の構成について、説明させていただきます。目次を御覧ください。

第1章「はじめに」及び第2章「検討の背景」におきまして、電気通信番号制度の概要や本年5月に公布された電気通信事業法改正の内容について記載しております。

続いて第3章「検討事項等」で、改正電気通信事業法の施行までに整理すべき検討事項を記載し、第4章「検討の方向性」におきまして、第3章で記載した検討事項ごとに委員会としての考え方を整理いたしました。本報告書の詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から説明いただけるということでございますので、お願いいたします。

○八代電気通信技術システム課番号企画室長 一次報告書について、資料83-2-2の概要資料に基づき、御説明させていただきたいと思っております。

1ページ目、「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について、諮問の背景と主な検討課題を記載しております。諮問の背景1ポツ目、電話番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとして、特殊詐欺の幫助犯として逮捕・起訴され、実刑判決に至ったという例が増加しているというところで

これに対応するため、令和6年11月の情報通信審議会の最終答申を踏まえ、記載しております①から③までを主な内容とする電気通信番号制度の見直しを含む電気通信事業法の改正がされたところです。

1つ目、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること。2つ目、認定の基準に申請者の役務継続の見込み等を追加すること。3つ目、卸元事業者に対する卸先事業者の認定の有無等の確認義務の創設というものがされており、令和7年改正法の施行に向けて、下位法令等の整備等が必要となっているところ、主な検討課題として、この総務省令の規定の検討等を諮問させていただいたところでは、

2ページ目、検討のスケジュールについてです。先ほど相田主査からもご説明がありましたとおり、6月17日の諮問後、電気通信番号政策委員会で具体的な検討を実施いたしました。関係者へのヒアリングや論点整理を行って、9月12日に、主に電話番号の犯罪利用対策等に関して、下位法令の整備の方向性を一次報告書として取りまとめたところでは、

3ページ目、ここからは、検討の背景を改めて御説明いたします。

4ページ目、電気通信番号の体系について簡単に御説明いたします。ITUが定める国際的なルールによって、桁数等の制約がある有限希少な資源である電話番号というものが定められております。我が国では、総務省が電気通信番号を管理し、必要に応じて事業者に使用する番号を指定することとしております。

5ページ目、電気通信番号制度の概要です。現行制度は、令和元年に施行されました電気通信事業法の改正により、電気通信番号を使用したサービスを提供する全ての事業者は、総務大臣から認定を受けることが必要とされています。

この認定を受ける形態としては3つ存在しております。右の図の一番左に、番号指定事業者という記載がございます。番号使用計画を作成して、総務大臣から直接認定を受け、また番号の指定も受ける「指定事業者」が1つ目。2つ目は、番号使用計画を作成して、総務大臣に認定申請をし、直接認定を受けますが、電話番号については他の事業者から提供を受ける、いわゆる「番号非指定事業者」というものです。3つ目は、電話番号は他の事業者から提供を受け、また、総務大臣への認定申請等は不要とする代わりに、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成することにより、認定を受けたとみなされる「みなし認定事業者」というものがございます。

左下に、電気通信番号の適正使用に関する担保措置と記載があります。認定を受けた事業者は、毎年番号の使用状況の報告が義務付けられています。これを受けて総務省では認定事業者のリストを作成し、ホームページで公表しているところです。

6ページ目、番号制度の見直しに関して、先ほど申し上げたとおり、特殊詐欺が社会的な課題になっている状況があります。典型例として、他の事業者から提供を受けた番号を使用する事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使

って詐欺を実行していたというケースがあります。これまでの制度では、事業者が特殊詐欺の実刑を受けていたり、事後的に認定事業者が特殊詐欺の実刑を受けたりしても、それだけでは欠格事由や認定基準の違反とはならず、認定の取消しを含め、事業法上の対応が行えないという状況でした。

7 ページ目、このような状況を踏まえ、昨年 11 月に情報通信審議会で答申をおまとめいただいたというところです。

8 ページ目、この答申を踏まえ、令和 7 年、電気通信事業法が改正され、以下を主な内容とする番号制度の見直しが行われました。1 つ目が欠格事由の追加、2 つ目が認定基準の追加、3 つ目が事業者への義務付けです。

1 つ目の欠格事由の追加につきましては既に改正法の公布日に施行しておりますが、2 つ目の認定基準の追加と 3 つ目の事業者への義務付けについては、公布日から 1 年以内の施行に向けて、下位法令の整備等を行う必要がございます。

11 ページ目、ここからが検討事項でございます。

12 ページ目、主に以下の事項について検討いただいたという 7 つの論点を記載しております。詳細は後述いたしますので割愛させていただきますが、大きくは認定基準の追加の際に 1 つ目から 3 つ目までの論点、卸元事業者の義務付けの関係では 4 つ目から 6 つ目まで、最後にその他ということ、その他規定の整備が必要なものについてということで、合計 7 つの論点について電気通信番号政策委員会で御議論いただいたというところです。

13 ページ目、検討に先立ち、警察庁及び一般社団法人電気通信事業者協会から御紹介いただいたということで、ポイントを掲載しております。

警察庁から 1 ポツ目、令和 6 年の特殊詐欺の被害額が大変大きく増大しているということ。2 ポツ目の特殊詐欺に使用されている番号の種別といたしましては、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定 IP 電話番号である 050 番号など様々変遷しているという状況などの御説明をいただきました。

電気通信事業者協会からは、関係機関と連携した取組によって、固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施しており、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与しているという御紹介をいただいています。

14 ページ目、ここから検討の方向性でございます。

15 ページ目、検討に際し、関係事業者として、固定電話、音声伝送携帯電話、特定 IP 電話の主な番号指定事業者と事業者団体へのヒアリングを行ったところでございます。

16 ページ目、ここから具体的な論点です。1 つ目から順に御説明いたします。

1 つ目が、認定基準のうち、規律の対象となる電気通信番号の種別です。論点の 1 ポツ目、令和 7 年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に、申請者の役務継続性が認定基準として追加されております。この基準が適用される番号の種別については、詐

欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めるということとなっております。また、論点の2ポツ目、こちらは卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなっているということで、制度全般に影響する論点となっております。

方向性についてです。関係事業者にヒアリングを行ったところ、規律の対象となる番号の種別については、全ての事業者から賛成の御意見を得られました。音声伝送携帯電話番号、固定電話番号及び特定IP電話番号を規律の対象となる電気通信番号の種別とする方向で検討を進めることが適当であるとされています。また、必要に応じて、今後も特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえて見直しを行うことが望ましいとされています。

2つ目の論点です。認定基準のうち、申請者の役務継続性を審査するための申請書類についてです。論点ですが、令和7年改正法において、電気通信番号使用計画の認定時に、申請者の役務継続性が認定基準として追加されています。総務省による認定の審査において、申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めるかについて御議論いただいたところです。

方向性としては、電気通信番号使用計画の認定申請時に総務省へ申請する書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当とされています。

2ポツ目、議論の過程では複数の事業者から、変更認定の申請の場合は役務継続性の審査を簡略化、省略すべきという意見がございました。この点について構成員からは、悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って変更認定申請をするといったケースも想定されるので、完全に省略すべきではないという意見もございました。

これらを踏まえ、認定申請時に加え、変更認定申請時においても、役務継続性に係る審査を行うことが適当であると、その上で申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類については必要最小限とする方向で具体化の検討を進めることが適当とされています。

最後の4ポツ目について、上場の有無に応じて総務省への申請書類を区別するかについて御議論いただいたところです。総務省への申請書類としましては、役務継続性の審査に必要な情報を網羅的、迅速に収集する観点から、差異を設けることなく、同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当とされています。

18 ページ目、3点目の論点、認定基準のうち、提供する電気通信役務が、詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件です。こちら改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とすることとした一方で、窃盗罪については、例えば特殊詐欺を行う際にクレジットカードなどを窃盗する受け手のようなケースだけでなく、番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない万引きなども含まれることから、一律に欠格事由とするものではなく、申請者の認定基準として、その

提供する役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないことを審査するという事で、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否し得るという形となっております。

この点について、全ての事業者から事務局の提案に御賛同の意見をいただいたので、総務省において、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として累犯を含む形の窃盗罪により処罰された者を規定する方向で検討を進めることが適当とされています。また、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても規定をする方向で検討することが適当とされています。

最後のポツについて、総務省において、適切に運用を行い、必要に応じて、今後も番号を使用する特殊詐欺の態様等の変化に合った見直しを行うことが望ましいとされています。

19 ページ目は、4つ目の論点である卸元事業者への義務付けについてです。卸元事業者が御先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無の確認を行う方法です。法改正において、番号を使用した卸電気通信役務の契約の締結または更新をする場合に、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないとされており、その確認方法について御議論いただきました。

方向性について、卸先事業者の認定の有無については、1点目が、卸先事業者が総務省から認定を直接受けている事業者である場合には、その認定証の提示を受けるということ、2点目が、卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、その事業者が作成した標準電気通信番号使用計画とその事業者としての登録証・届出証の提示を受けることによって確認することが適当とされています。

ヒアリングでは、一部事業者から総務省のホームページにおいて公表された認定事業者のリストの確認により代替をしたいという御意見をいただいたところですが、こちらについては、書面の提示を受けることでしっかりと確認の証憑を残すことが可能であること、確認自体が著しい負担になるとは考えられないこと、総務省ホームページの更新の即時性にも限界があるといった観点から、卸先事業者から書面の提示を受けて確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当とされています。

現在の電気通信番号使用計画の認定証には、電気通信番号使用計画の認定を受けた番号の種別、どのような番号なのかというものが記載されていない状況でございますので、卸元事業者の確認の正確性の担保の観点からも、書面での認定証を用いた確認が可能となるよう、必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当であるとされています。

20 ページ目、5点目の論点、卸元事業者への義務付けのうち、卸先事業者の役務の継続性があると認められる基準と、その確認の方法についてです。論点として、改正法においては、卸元事業者は卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないとされていたところ、卸先事業者の役務の継続性があると認められる基準及び確認方法をどのように定めるべきか御議論いただきました。

方向性について、20 ページ以降に a・b と記載されています。a が電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること、b が役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省で定める要件を満たすことの2つです。

これらについて、a の事業継続期間の関係については、令和6年答申時に、卸先事業者が電気通信事業を営む際に、製品やサービスの提供を6か月以上行っていると確認できる場合に、サービス継続性の可能性の一つの基準としてお示しいただいたところです。また、その確認の方法として、サービスの継続期間が、確認可能な契約書や料金請求書などの提示を受けることが考えられる点となっております。

これらについて関係者にヒアリングを行ったところ、事業継続期間が6か月の点、また、その確認方法については、全ての事業者から異論はございませんでした。したがって、この役務継続性があると認められる基準として、事業継続を6か月と規定する方向で検討することが適当とされています。

確認方法として認められる文書等の具体的な内容については、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当とされています。

21 ページ目、b のその他の要件です。こちらは、卸元事業者が、卸先事業者の事業継続期間によらず、役務継続性があると認める基準の要件とその確認方法についてです。

1 ポツ目、その基準として、1つ目は、令和7年改正法施行後に総務省の役務継続性の審査を経た認定を受けているということ。2つ目は、既に一定の事業実績のあるグループ企業の再編によって新会社が設立された場合とするということで、検討を進めることが適当とされています。また、1つ目の確認方法については、電気通信番号使用計画の認定証の提示を受けることを規定する方向で進めることが適当とされています。

2つ目に関しては、親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることとすることで検討を進めることが適当とされています。

3 ポツ目に、既に一定の事業実績のあるグループ企業と記載されておりますが、この一定の事業実績につきましては、卸先事業者の基準と同様に、電気通信事業その他の事業を6か月以上行っていることとする方向で検討を進めることが適当とされています。

4 ポツ目です。海外事業者についても議論がございました。海外で6か月以上、電気通信事業を営んでいる場合や、その事業者のグループ企業が国内で新たに参入しようとする場合には、その事業者の電気通信事業に係る実績について、その事業を営んでいる国で発行された書面等によって、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、役務継続性があると認められる基準とすることが適当であるとされています。

5 ポツ目、実績のない新規参入事業者でも、技術を持った新規事業者がどのように参入できるかについて議論がございました。技術を持った者が新規参入してくる際には、役員の中に、我が国の電気通信事業法に基づく電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合を規定することとしつつ、他方で、これが悪質事業者の隠れ蓑にならないよう、過去在籍した企業の発行した書類であり具体的な業務内容が

確認できる場合のみとするなど、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当とされています。

6 ポツ目、卸元事業者が卸先事業者を確認する際の基準として、株式上場していることの確認をすることについて議論がございました。国内の証券取引所では、上場時に少なくとも6か月以上の事業の継続性を確認されていることから、卸元事業者の確認の負担軽減の観点からも、サービス継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適当とされています。

7 ポツ目、事業者によって確認結果に差異が出ないように、明確に規定する必要があります。ガイドライン等によって明確化する方向で検討を進めることが適当とされています。

22 ページ目、6 つ目の論点、卸元事業者への義務付けのうち、サービス継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数についてです。法改正においては、番号を使用した卸サービスの契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先のサービス継続性の有無を確認しなければならないとされていますが、卸提供する番号の数が総務省令で定める数以下の場合には、この確認義務の適用除外とすることとされています。卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者のサービス継続性の確認義務の適用除外として良いか、御議論いただきました。

方向性としては、警察庁から提供いただいた情報に基づけば、令和5年以降に把握された悪質事業者の利用停止番号数の中央値が58.5となっております。こうした情報を踏まえまして、卸提供される番号の数が50番号以下とすることについてヒアリングを行いました。

関係事業者からは、確認義務の適用除外となる提供番号数を50番号以下とすることについて異論はありませんでしたが、構成員から、50番号以下での卸提供が稀なケースであれば、適用除外を無くすか、より少ない数にしても良いのではないかといた御意見もいただきました。この点、比較的規模の大きい指定事業者から、50番号以下の卸取引が稀であるという回答がありましたが、事業者団体からは、中小規模の事業者においては、50番号以下の卸提供も一定数存在すると、50番号以下の適用除外を求めるような御意見もいただいたところです。

御議論の結果、番号の効率的な使用や不適正な利用を防止するという実効性の観点と、新規事業者に対する負担、双方を勘案いたしまして、確認義務の適用除外となる番号数について50番号以下とする方向で検討を進めることが適当とされています。また、同一の事業者に対して一度の提供が50番号以下となる場合であっても、複数回に分けて累計で50番号を超える場合があるのではないかといた御指摘があったところですが、こちらについては、サービス継続性の確認義務の対象となると考えられると記載されています。

4 ポツ目、一部事業者からは、提供番号数にかかわらず、全ての卸先事業者に対してサービス継続性の確認をした上でサービス提供することとしたい旨の意見がございました。他方で、累計しても50番号以下の提供が明らかである場合にもそのサービスの継続性の

見込みを確認し、サービス提供の可否を判断するということは、特に小規模な試行的提供を目的として参入する新規事業者に対して過度な負担を課すということとなり、サービス継続性の確認適用除外を設けた立法趣旨に鑑み、適当ではないとされています。

5 ポツ目、総務省において、今後番号を利用する特殊詐欺への態様等を踏まえ、必要に応じた見直しを行っていくことが適当とされています。

23 ページ目、7つ目の最後の論点です。令和7年法の改正の内容と整合させることや、規定の明確化を図るために、番号制度の省令・告示等について必要に応じて見直しをすることについて、御議論いただきました。方向性としては、例えば令和7年改正法では、卸電気通信役務の契約の関係や、卸元事業者、卸先事業者の確認の関係を把握するために、総務省においても卸元事業者、卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性があります。

この点を踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して、卸元事業者の名前の報告を求めることとするなど、電気通信番号制度関連の省令・告示等の見直しを検討することが望ましいとされています。また、総務省においては、電気通信番号制度の見直しの内容について、関係事業者に対し適切に周知することが求められています。

以上、一次報告書について御説明申し上げました。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

○荒牧委員 今、御説明いただいた内容に関しては、全く異存もございませんし、社会問題としての犯罪利用に関しては、本当にタイムリーに厳しく対応していただきたいと考えております。

直接ちょっと関係ないかもしれませんが、こういった厳しい対応をとることによって、もう既に何割かは国際電話といった海外からの利用等に移行しているとはよく聞いていますが、国内のこうした整備を行うことによって、ますます国際電話の方に動いていって、被害の実態というか件数とか自体はその歯止めにはならないのかなという見方もできるのかなと思います。国際電話による被害というのは、何らかの方法で取り得る措置があるのかどうかというのを、直接関係ないかもしれませんが、教えてください。

○相田主査 資料 83-2-2 の 16 ページに具体的な割合が書いてあります。令和5年度の下半期から、国際の部分が増えています。このままずっと国際が増えていくかと思ったら、その後、また国内の番号も少し増えたということがあり、やっぱり国内の番号についてもしっかり対策をしたほうがいいのかなということで対策を打たせていただいたのです。

国際番号を使ったものについては、番号使用を拒否するかということ自体はでき

ないわけですが、やはりちゃんとナンバーディスプレイに対応した電話機をお持ちの方でしたら、そこに表示される番号が国際番号で、見慣れぬ番号であるというようなこと、あとは、特にお年寄りの方の場合には、まずは留守電で出て様子を見るとか、そういうようなことで警察や消費者保護団体などでいろいろな啓蒙活動をしていただいておりますので、番号割当てそのものを止めるということにはできないにしても、様々なそういった別の手段での防止策というのを進めていくことになるのかなと思っております。

○荒牧委員　ありがとうございます。そういう意味では、運用というかそちらのほうで、啓蒙活動といったところに対応していかないと、なかなか規律ということではできないので難しいということですね。

○八代電気通信技術システム課番号企画室長　事務局からも1点補足させていただきます。

今回の法改正については、国内番号についての規律ということで、国内の対策の強化によって、こういった詐欺グループに対して、国内での悪用については、歯止めになると考えてございます。こういったところから、詐欺グループ全体に対しての歯止めというところに対しての効果を期待してございます。

他方で、国際電話について、相田主査からもいただきましたとおり、番号の割当て自体はないですが、例えば総務省としても、国際電話に関してそもそも繋がらないというような、利用の停止というような取組を事業者に行っていただいておりますので、国際電話は、そもそも不要な方については、使用しないといったお申込みも迅速に処理していくというところも考えられるところかなと思っております。

警察庁とも国際的な捜査協力など、国民への注意喚起、多層的な対策が講じられていく必要があるかと感じております。

○荒牧委員　ありがとうございました。

○岡田部会長　御説明、御回答、いろいろありがとうございます。このグラフを見ると、国際の領域の伸びが大変気になるので、私もこのグラフを見ると、同じような疑問を持ったところでした。

今のお話だと、直接国内で規制することはできないが、いわゆる受信拒否等の対策で対応することを進めていくという趣旨の御説明があったように思いましたが、事業者側でもそういうことを主導してやっていただくべきであるということかなと今伺ったんですが。

○相田主査　はい。あと、事業者団体と総務省とがタイアップして、でんわんセンター（03-6162-1111）で、迷惑電話があった時の相談窓口のようなものができました。そこに連絡すれば、先ほど申しました国際電話を着信しないようにするとか、その他いろいろな具体的な対策についてガイドするという取組も始めているところです。

○岡田部会長　承知しました。私のオフィスや携帯にもよく電話がかかっており、非常にうっとうしいので、何らかの対策が進むといいなと感じました。ありがとうございます。

その他、何か御質問等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料 83-2-1 「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次報告書を当部会の一次答申（案）とし、広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議ある場合はチャット機能でお申し出ください。

（異議の申出なし）

○岡田部会長　ありがとうございます。

特に御異議がないようですので、この案について意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては、事務局に一任いたします。

② 「電気通信事業政策部会における委員会の設置」の一部改正について

○岡田部会長　それでは、続きまして、「電気通信事業政策部会における委員会の設置」の一部改正について審議いたします。

先ほど総務省から御説明のあった「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」の審議を進めるに当たり、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会を置いてはどうかかと思えます。委員会の設置については、情報通信審議会議事規則第 11 条第 12 項の規定により、部会決定を行う必要があります。

それでは、本件について、事務局より御説明をお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　岡田部会長からもございましたが、「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」を新たな委員会で調査するに当たり、本部会の決定であります電気通信事業政策部会における委員会の設置について、その一部改正を御提案するものでございます。資料 83-3 を御覧ください。

本件は、1 ページの新旧対照表にありますとおり、部会決定で規定されている電話網移行円滑化委員会の名称及び所掌を変更し、固定電話サービス移行円滑化委員会とするものです。

これまで、電話網の IP 網への移行について、その円滑化のための調査・検討を電話網移行円滑化委員会で行っていただいておりますが、IP 網への移行は全て完了したところですが、同委員会は役割を終えたところですが、移行に際して、利用者保護や公正競争の確保等々の問題に対処いただいた御経験、御知見を今回諮問された固定電話サービスの円滑な移行においても御活用いただきたいと考え、委員会の名称及び所掌の変更という形で部会決定を一部改正することを御提案いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○岡田部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。特に御質問はありませんか。

特に質問が出ないようですので、定足数も満たしておりますので、ただいまの事務局からの御提案にありましており、電気通信事業政策部会における委員会の設置の一部改正を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議のある場合はチャット機能でお申し出ください。

(異議の申出なし)

○岡田部会長 特に御異議はないようですので、このように決定いたします。

なお、委員会の構成につきましては、同規則別記2第4項第2号の規定に基づき、部会長が定めることとなっております。今回は委員会の名称及び所掌の変更ということですので、2名を除いて構成は変わらず、ただいま画面共有していただいております名簿のとおりとさせていただきます。主査につきましては、引き続き山内専門委員をお願いしたいと思います。

名簿につきましては、後ほど審議会事務局から各委員宛てに送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。ありがとうございます。

閉 会

○岡田部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長 特段ございません。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。